

入札説明書・同添付資料についての質問回答（第1回）

番号	資料名	標題	頁数	行数	項目	質問・意見	回答
1	入札説明書	今後のスケジュールについて	3	10	4-(6)-②	第一次審査資料の受付が平成19年11月26日までとされており、詳細な参加資格要件の公表から、第一次審査資料受付までの期間が、短かすぎるように思います。長期に亘って安定的で良好なサービスをご提供する事を大前提に考えた場合、事業内容や事業規模、地理的条件等からも、資格要件を満たす適切なコンソーシアムを組成するにはある程度時間を要します。今一度スケジュールの変更を考えては頂けませんか。	事業スケジュールにつきましては、変更しません。期間については、平成19年5月24日に佐原広域交流拠点PFI事業実施方針を公表し、平成19年9月28日に佐原広域交流拠点PFI事業特定事業の選定について公表するなど、十分な期間を取っていると考えております。
2	入札説明書	設計業務において同じ分担業務分野を2者以上で行う場合	5	11	4-(3)	同じ分担業務分野を担当する設計企業は2者以上で構成することは可能でしょうか。あるいは1分野1者に限定されるのでしょうか。2者以上が可能な場合、a. 共同体(JV)とb. 2次下請けである協力事務所の関係が考えられますが、いずれの形態も可能でしょうか。その場合「(3)設計企業の参加資格要件①」の条件はa.bどちらにも適用されるのでしょうか。会社概要等の提出書類はa.bそれぞれのケースで会社数分必要でしょうか。一般的に協力事務所の場合、親会社のみ「(3)設計企業の参加資格要件①」が適用されるケースが多いですがいかがでしょうか。	同じ分担業務分野を、構成員及び協力会社である2者以上の設計企業で行うことは可能です。2者以上で業務を分担する形態については、ご質問のa.、b. いずれの形態でも可能です。なお、2者が必ずしもa. 又はb. の関係である必要はありません。また、構成員又は協力会社が資格要件を満たしていることが条件となりますので、構成員又は協力会社の「下請けの協力事務所」についての資格要件はありません。なお、ここでいう協力会社とは、ご質問の「(2次下請けの)協力事務所」のことでなく、応募グループの構成員ではないが構成員と同様に事業開始後、SPCから直接業務を受託又は請け負う企業を指しています。
3	入札説明書		5	20	4-(3)-①-イ	設計企業の参加資格要件に「一級建築士事務所の登録を行っている者であること。」とあり、設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合は同様の要件が求められますが、建築電気設備主任担当技術者の所属する企業は現状では一級建築士事務所の登録が求められていません。将来の制度変更を見据えて先進的に要件にされたことと思いますが、現段階では要件から外していただくことはできないでしょうか。	設計業務をSPCから直接請け負う業者は応募企業、構成員又は協力会社としての立場が必要となり、各業務を分担して直接実施するためには、各々の企業が必要な参加資格要件を満たす必要があります。ただし、設計業務の一部(建築(構造)、建築電気設備、建築機械設備)を応募企業、構成員又は協力会社の「(下請けの)協力事務所」として行う場合には、不要です。なお、入札説明書P.6 4.(3)⑤に示す通り、SPCから直接業務を請け負う設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要なのは、管理技術者及び建築(意匠)主任担当技術者です。
4	入札説明書	設計業務を協力事務所で分担して行う場合	5	31	4-(3)-③	設計業務を分担して行う場合、イ建築(構造)、ウ建築電気設備、工建築機械設備、オ土木については2次下請けである協力事務所でも可能でしょうか。あるいは応募企業、構成員又は協力会社としての立場が必要でしょうか。協力事務所の場合、「(3)設計企業の参加資格要件①」の条件は適用されるのでしょうか。また、会社概要等の提出書類は必要でしょうか。	構成員及び協力会社の複数者で分担することも可能ですが、イ建築(構造)、ウ建築電気設備、工建築機械設備、オ土木の各業務をSPCから直接請け負う業者が応募企業、構成員又は協力会社としての立場が必要となり、各業務を実施するために必要な参加資格要件を満たす必要があります。また、構成員又は協力会社の下請けである協力事務所は、SPCから直接業務を受託又は請け負うことはできません。なお、ここでいう協力会社とは、ご質問の「(2次下請けの)協力事務所」のことでなく、応募グループの構成員ではないが構成員と同様に事業開始後、SPCから直接業務を受託又は請け負う企業を指しています。
5	入札説明書		6	17	4-(3)-⑤	「管理技術者及び建築(意匠)主任担当技術者は設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。」とあり、例えば、建築電気設備主任担当技術者については、意匠の設計企業の下請けも可かと思いましたが、第一次審査に関する提出書類様式集(様式10)では「上記の者を雇用する企業名」の欄があり、その下の欄で構成員・協力会社のいずれかを選択するため、雇用関係が条件と読み取れます。一時的にでも雇用することが確実であれば、建築電気設備主任担当技術者を出す企業は必ずしも設計企業としてグループに参加しなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、SPCから直接業務を請け負う設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要なのは、管理技術者及び建築(意匠)主任担当技術者です。なお、建築(構造)主任担当技術者、建築電気設備主任担当技術者、建築機械設備主任担当技術者及び土木主任担当技術者について、様式9～12に示す「上記企業について、応募企業、応募グループの構成員又は協力会社」の欄の「応募企業・応募グループの構成員・協力会社」に該当しない場合は、いずれかを囲むことは不要です。
6	入札説明書	実績要件の確認	7	9	4-(3)-⑦-エ	実績要件は単独受注、JV受注、協力会社としての受注すべて該当すると考えてよろしいでしょうか。また官庁及び民間の指定は無いと考えてよろしいのでしょうか。	入札説明書4(3)⑦エに示す設計業務の実績要件において、要件を満たしていれば、単独受注、共同体の受注、官庁及び民間の指定はありません。
7	入札説明書	JVの場合の技術者の配置について	7～10	p7-38行 ～p10-14行	4-(4)建設企業の参加資格要件	実施方針の質問回答書(p3/48番)では、建設業務を複数の企業にてJVを組んで実施する際は、JVとして建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事、一般土木工事の参加資格を満たしていればよろしいとのことですが、技術者の配置についてもJV全体の中で配置できればよろしいでしょうか。	ご理解の通り、建設業務を複数の企業にてグループ(JVも含む)を組んで実施する際は、技術者の配置についてもグループ全体の中で配置できれば可能です。
8	入札説明書	工事を分離する場合の参加資格要件について	7～10	p7-38行 ～p10-14行	4-(4)建設企業の参加資格要件	土木工事、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事を分離して各々の建設企業が実施する場合、参加資格・配置技術者は各々の工事を担当する企業が満たしていればよろしいでしょうか。	ご理解の通り、各々の工事を担当する企業が、各々の工事に必要な参加資格・配置技術者の要件を満たしていれば可能です。
9	入札説明書	建設企業の競争参加資格要件について	8	41	4-(4)-①	必要な各工事等級が、A又はB等級とありますが、電気設備工事等に関してB等級以上の認定がある企業は、専門工事会社や大手建設企業に限られます。よって、等級に満たない場合、専門工事会社を入札参加グループ内に持つ必要が生じますが、本事業における設備工事の事業規模は小さく、「専任の監理技術者又は主任技術者」を配置してまで参画できる専門工事会社は限られます。よって、この参加資格要件により事業参画そのものを断念せざるを得ない可能性があります。本事業全体における、設備工事の重要性を鑑み、この参加資格要件を撤廃して頂けませんか。地域経済貢献、地元企業育成等を考慮してもご検討に値すると思えます。	建設企業の競争参加資格要件については、変更しません。各工事の等級については工事規模に基づき適切に設定しております。

入札説明書・同添付資料についての質問回答（第1回）

番号	資料名	標題	頁数	行数	項目	質問・意見	回答
10	入札説明書	監理業務を協力事務所で分担して行う場合	10	18	4-(5)-①	監理業務を分担して行う場合、イ建築（構造）、ウ建築電気設備、工建築機械設備、オ土木については2次下請けである協力事務所でも可能でしょうか。あるいは応募企業、構成員又は協力会社としての立場が必要でしょうか。 協力事務所の場合、①の条件は適用されるのでしょうか。また、会社概要等の提出書類は必要でしょうか。	構成員及び協力会社の複数者で分担することも可能ですが、イ建築（構造）、ウ建築電気設備、工建築機械設備、オ土木の各業務をSPCから直接請け負う業者が応募企業、構成員又は協力会社としての立場が必要となり、各業務を実施するために必要な参加資格要件を満たす必要があります。また、構成員又は協力会社の下請けである協力事務所は、SPCから直接業務を受託又は請け負うことはできません。 なお、ここでいう協力会社とは、ご質問の「(2次下請け)協力事務所」のことではなく、応募グループの構成員ではないが構成員と同様に事業開始後、SPCから直接業務を受託又は請け負う企業を指しています。
11	入札説明書		10	25	4-(5)-①-イ	監理企業の参加資格要件に「一級建築士事務所の登録を行っている者であること。」とあり、監理業務を複数の監理企業が分担して行う場合は同様の要件が求められますが、建築電気設備監理主任担当技術者の所属する企業は現状では一級建築士事務所の登録が求められていません。将来の制度変更を見据えて先進的に要件にされたことと思いますが、現段階では要件から外していただくことはできないでしょうか。	監理業務をSPCから直接請け負う業者は応募企業、構成員又は協力会社としての立場が必要となり、各業務を実施するために必要な参加資格要件を満たす必要があります。
12	入札説明書	監理業務において同じ分担業務分野を2者以上で行う場合	10	30	4-(5)	同じ分担業務分野を担当する監理企業は2者以上で構成することは可能でしょうか。あるいは1分野1者に限定されるのでしょうか。2者以上が可能な場合、a. 共同体(JV)とb. 2次下請けである協力事務所の関係が考えられますが、いずれの形態も可能でしょうか。その場合「(3)設計企業の参加資格要件①」の条件はa.bどちらにも適用されるのでしょうか。会社概要等の提出書類はa.bそれぞれのケースで会社数分必要でしょうか。	同じ分担業務分野を、構成員及び協力会社である2者以上の監理企業で行うことは可能です。2者以上で業務を分担する形態については、ご質問のa.、b. いずれの形態でも可能です。なお、2者が必ずしもa. 又はb. の関係である必要はありません。また、構成員又は協力会社が資格要件を満たしていることが条件となりますので、構成員又は協力会社の「下請けの協力事務所」についての資格要件はありません。 なお、ここでいう協力会社とは、ご質問の「(2次下請け)協力事務所」のことではなく、応募グループの構成員ではないが構成員と同様に事業開始後、SPCから直接業務を受託又は請け負う企業を指しています。
13	入札説明書		11	5	4-(5)-⑤	「工事監理者及び各監理主任技術者の兼務は、工事監理者と建築(意匠)監理主任技術者又は建築(構造)監理主任技術者のどちらか一方との兼務並びに建築電気設備監理主任技術者及び建築機械設備監理主任技術者との兼務は認めるが、それ以外は認めない。」とありますが、兼務するそれぞれの要件を満たせば、工事監理者、建築(意匠)監理主任技術者、建築電気設備監理主任技術者、建築機械設備監理主任技術者の4つを1人で兼務することは可能との理解でよろしいでしょうか。	工事監理者、建築(意匠)監理主任技術者、建築電気設備監理主任技術者、建築機械設備監理主任技術者の4つを1人で兼務することは認めておりません。
14	入札説明書	「建築の維持修繕業務」や「土木の維持修繕業務」に携わる維持管理企業の参加資格要件について	11~12	p11-19行 ~p12-20行	4-(6)	維持管理業務を複数の企業が分担して行う場合、河川に関わる堤防の除草工事以外の「建築の維持修繕業務」や「土木の維持修繕業務」に携わる維持管理企業は、「維持修繕工事」の参加資格認定を受けていることを証明すればよろしいでしょうか。	業務要求水準書第3章5節に示す土木の維持管理業務を遂行する業者は「維持修繕工事」の資格認定が必要です。
15	入札説明書	維持管理企業の参加資格要件	11	25	4-(6)-②	維持管理企業に携わる企業は「関東地方整備局」における「維持修繕工事」の参加資格認定を受けていることとありますが、維持修繕工事に携わらない維持管理企業も上記の資格認定を受けている必要があるのでしょうか。	業務要求水準書第3章5節に示す土木の維持管理業務を遂行する業者以外は「維持修繕工事」の資格認定は不要です。
16	入札説明書	維持管理企業の競争参加資格要件について	11	32	4-(6)-④	維持修繕工事について「河川に関わる堤防の除草工事」に関する実績が必要とされておりますが、「河川に関わる」堤防の除草工事経験を有し、かつ「専任の主任技術者又は監理技術者」を15年間に亘って配置してまで参画できる企業は、事業規模や地理的条件から非常に少なく、この参加資格要件によって事業参画そのものを断念せざるを得ない可能性があります。本事業全体における、除草工事の重要性を鑑み、この参加資格要件を撤廃して頂けませんでしょうか。地域経済貢献、地元企業育成等を考慮してもご検討に値すると思えます。	維持管理企業の資格要件については、変更しません。参加資格要件を満たしていれば、15年間連続して同一人物による専任を求めるものではありません。
17	入札説明書	運営企業の参加資格要件について	12	21	4-(7)	運営企業に関する、一般競争参加資格審査における資格の種類、等級、産業分類や運営実績等、各業務とも資格要件が詳細に設定されておりますが、複数の要件を満たす大企業の参画を除けば、各業務毎に担当者を確認しなければならぬため、各事業規模が細分化されてしまいます。事業規模の細分化は、コストアップ、事業参画意欲の低下につながるだけでなく、本事業の地理的条件からも資格要件を満たす運営企業を確保することが非常に困難です。よって、この参加資格要件により事業参画そのものを断念せざるを得ない可能性があります。PFI法の趣旨からも、これらの条件を撤廃し、広く門戸を開放していただけないでしょうか。	運営企業の資格要件については、変更しません。
18	入札説明書	運営企業の実績	12	39	4-(7)-④	「物販、飲食及び展示施設に携わる運営企業は、それぞれ運営業務の実績があること」とありますが実績を証明する書類とは具体的にどのような書類を指すのでしょうか。	公的機関への提出書類、公的機関からの交付通知など、業務の運営実績を確認できるものであれば可能です。

入札説明書・同添付資料についての質問回答（第1回）

番号	資料名	標題	頁数	行数	項目	質問・意見	回答
19	入札説明書	支店長等名での応募について				年間委任状または当業務における委任状の提出により、代表者以外の支店長等名で応募することは可能でしょうか。	代表者から支店長等の受任者への委任状を提出していただければ、その委任状で権限が委任されている事項については受任者でも可能です。
20	入札説明書	建設企業の参加資格要件について	7～10	下から6行目から、上から14行目まで	(4)建設企業の参加資格要件	「意見等」 建設工事の参加資格要件は、建築工事及び一般土木工事についてのみ参加資格要件を設けていただき、電気設備工事等の工事については、参加資格要件をはずしていただきたいと思ひます。 建築工事や一般土木工事で参加資格要件を満たす業者は、電気やその他の業者を下請にして施工した経験と、施工する能力は十分あると思ひますので、お願い致します。	建設企業の参加資格要件については、変更しません。なお、建設企業とは、応募グループの構成員又は協力会社として事業開始後、SPCから直接建設業務を受託又は請け負う企業のことを指しており、下請け会社のことではありません。
21	入札説明書	維持管理企業の参加資格要件について	11～12	上から19行目から、上から20行目まで	(6)維持管理企業の参加資格要件	「意見等」 参加資格要件の①と②は同一の業者が満たす必要があるのでしょうか、通常、草刈と掃除や保守管理等の業務は、別の業者が行う事が多いのですが、この点についても、是非、どちらか一方を満たす業者2社以上で参加出来る形にさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひ致します。	業務要求水準書第3章2～4節に示す建築の維持管理業務については、入札説明書4.(6)①の参加資格認定が、業務要求水準書第3章5節に示す土木の維持管理業務については、入札説明書4.(6)②の参加資格認定が必要となります。
22	入札説明書	運営企業の参加資格要件について	12	上から21行目から	(7)運営企業の参加資格要件	「意見等」 運営企業にもいろいろな参加資格要件があるのですが、当応募グループの考えていた形態が採れない参加資格要件になっております。 新たに、興味の無い業者に頼んで、応募グループに入ってもらいたいことも、考えなければならないような状況が生まれています。 登録の参加資格要件を無くしていただき、代表企業の責任で参加させていただきたいと思ひます。 よろしくお願ひ致します。	運営企業の資格要件については、変更しません。なお、入札説明書P.13 6. 競争参加資格の確認(第一次審査)等(1)に示すとおり、一般競争参加資格等の認定を受けていない企業においても、開札の時に条件を満たしていることが確認できれば参加することが可能です。詳細については、入札説明書をご確認下さい。
23	入札説明書	応募グループの変更や追加	14	上から13行目から	6.競争参加資格の確認等 (5)	「意見等」 やむを得ない事情が生じない限り、「参加表明書等の提出期限の日以降は、応募企業、応募グループの構成員又は協力会社の変更並びに追加及び携わる予定業務の変更を認めない。」とありますが、2月12日の資料を提出するまでに、活発な発想で事業提案を考えていくつもりですので、その途中では当然、グループの変更や追加、携わる業務の変更があるものと考えています。その点を考慮していただき、変更や追加について緩和して頂ける様、お願ひ致します。	応募企業、応募グループの構成員又は協力会社の参加資格を確認した上で、入札書及び二次審査資料を提出できることとなりますので、やむを得ない事業が生じた場合を除き、応募グループの構成員又は協力会社の変更並びに追加は原則として認められません。
24	資料-11 様式集及び記載要領	資格審査の確認に関する提出書類について	1	14	1-2-(2)-ア	確認申請に必要な書類について、協力企業に法人ではなく個人事業主が参加することになった場合、必要な提出書類についてご教示ください。会社概要や定款、商業登記簿謄本は提出できないと思われまふ。	公的機関への提出書類、公的機関からの交付通知など、業務の運営実績を確認できるものであれば可能です。
25	資料-11 様式集及び記載要領	資格審査の確認に関する提出書類について	1	14	1-2-(2)-ア	確認申請に必要な書類について、「企業単体のBS及びPL」「企業単体の原価償却明細表」は各構成員の直近4期分、「連結決算のBS及びPL」は各構成員の直近1期分とありますが、協力企業で参加する企業は上記の書類は提出しなくてもよろしいということでしょうか。	協力会社の書類も必要です。「様式集及び記載要領」については11月12日付けでホームページの修正を行いました。なお、ここでいう協力会社とは、入札説明書p.4、9行目に定義する協力会社のことであり、構成員と同様に事業開始後、SPCから直接業務を受託又は請け負う企業のことです。ご質問の「協力企業」が、いわゆる「下請け会社」のことであれば、必要ありません。
26	資料-11 様式集及び記載要領		1	15	1-2-(2)-ア	入札参加グループに、個人事業主である一級建築士事務所が参加する場合、法人格をもっていないため会社定款、法人税納税証明書、商業登記簿謄本がないため提出できませんが、協力企業として参加資格はないということになってしまうのか、ご回答お願ひ致します。なお、一般競争(指名競争)参加資格申請については個人事業主でも可能なので申請中です。	応募企業、構成員又は協力会社に法人格を求めものではありません。必要書類として資料-11様式集及び記載要領1-2(3)アの中から該当する書類を提出して下さい。なお、協力会社については質問No.2を参照して下さい。
27	資料-11 様式集及び記載要領		1	23	1-2-(2)-ア	添付書類のうち、「使用印鑑届(様式は随意)」は、全ての構成員及び協力会社に必要でしょうか。1-2-(1)-ウの委任状への印鑑が代表者印(実印)以外を使用する場合のみ必要との理解でよろしいでしょうか。	資料-11の様式集及び記載要領1-2(2)アのなお書きに記載のとおり、応募グループで申請する場合、全ての構成員及び協力会社に関する添付書類が必要です。ただし、使用印鑑届は、各構成員及び協力企業が使用印を使う場合のみ必要であり、実印を使用する場合は必要ではありません。「1-2-(1)-ウの委任状」の場合についても同様です。

入札説明書・同添付資料についての質問回答（第1回）

番号	資料名	標題	頁数	行数	項目	質問・意見	回答
28	資料-11 様式集及び 記載要領		1	34	1-2-(3)-ウ	「ウ 施工実績表又は最高完工工事経歴書(様式は随意。施工にあたるものが提出すること。)」とありますが、指名参加願いに添付している工事経歴書でよろしいでしょうか。	施工実績表及び最高完工工事経歴書についての提出は求めないものとし、資料-11様式集及び記載要領1-2(3)ウは削除します。
29	資料-11 様式集及び 記載要領	主任(監理)技術者の 資格・工事経験 (一般土木工事)の 書類	2			入札説明書の9ページ4-(4)-④-エでは一般土木工事において主任(監理)技術者を配置するという内容ですが、様式集には主任(監理)技術者の資格・工事経験(一般土木工事)がございません。	ご指摘の通りです。11月12日付けでホームページにおける「様式集及び記載要領」に追加しました。